「とよなか地域創生塾 (第9期) 」企画運営業務委託

公募型プロポーザル募集要項

１．実施の目的

豊中市は、地域課題の解決を実践する人材育成を目的として、平成29年度（2017年度）から学習と実践のプログラムを提供する「とよなか地域創生塾」を開校し、8期にわたり塾生が地域のニーズを自ら見出し、地域での実践につながる企画力・実力を身に着ける取り組みを行ってきた。これをさらに発展させるため、新たな人材の育成と、卒塾後も学んだことを地域に還元し、さらに次の活動につながるような土壌づくりが必要である。

そこで、地域課題に取り組む実践経験があり、塾生の技術や経験及び創造性を活かすノウハウを持つNPOや事業者等に委託とすることにより、「とよなか地域創生塾」第9期を開校し、地域で活動するための実践的で効果の高いプログラムを提供すること、さらに地域人材育成の仕組みを地域に根付かせることを目的とするものである。

これらの事業実施にあたっては、実績や企画力、創造性等を重視して受託者を選定することにより効果的な事業実施が見込めるため、「とよなか地域創生塾 (第9期) 」企画運営業務委託を公募型プロポーザルの方式により実施する。

２．業務概要

（１）件名

「とよなか地域創生塾 (第9期) 」企画運営業務委託

（２）業務内容

別添『「とよなか地域創生塾 (第9期) 」企画運営業務委託仕様書』のとおり。

（３）業務期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで。

（４）予算額

5,786,000円（税込）（内訳；5,260,000円（税抜）、526,000円（消費税等））

３．参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（２）「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制の下にある団体でないこと。

４．日程

・募集要項等の公表 　　　令和7年(2025年)4月16日(水)市ホームページに掲載

・質問事項の締切　　　 　　　令和7年(2025年)4月23日(水) 12時まで(必着)

※質問は指定する質問票を用い、メールで受け付ける。質問への回答は、市のホームページに掲示し、個別には回答しない。

・質問事項への回答 　　　令和7年(2025年)4月25日(金)予定

・参加表明書提出期限　　　　 令和7年(2025年)5月7日(水)17時まで(必着)

・企画提案書等提出期限　　　 令和7年(2025年)5月12日(月)17時まで(必着)

・第１次審査（書類審査） 　 令和7年(2025年)5月14日(水)予定

・第２次審査（プレゼンテーション）　令和7年(2025年)5月19日(月)予定

※当日の時間等は、第1次審査終了後、通知する。

・審査結果の通知予定日 　　　令和7年(2025年)5月21日(水)発送予定

・委託契約の締結予定日　 　　令和7年(2025年)6月3日(火)頃締結予定

５．参加申し込み手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり手続きを行うこと。

（１）提出書類

　　　参加表明書（様式第２号）

（２）提出部数

1部提出すること。

（３）内容

必要事項を記入し、押印すること。

（４）提出方法

・紙で提出（必須）

提案者の代表者印（登記された法人の場合は、登記に用いる印。以下同じ）を押印のうえ、下記「11. 応募先、質問先及び問い合わせ先」へ持参(月～金曜日(祝日は除く)9時～17時)又は郵送による。郵送の場合は、事務局に対し提出書類の到達について確認すること。

　　　　※原則は紙で提出すること。しかし、提出期限までに紙の提出が間に合わない場合、例外的に以下の方法を認める。なお、原本については提出後速やかに持参又は郵送で提出すること。また、事務局に対し提出書類の到達について確認すること。

・メールで提出

下記「11. 応募先、質問先及び問い合わせ先」のメールアドレスへ送信すること

（５）提出期限

令和7年(2025年)5月7日(水) 17時まで(必着)

※提出書類の不足又は期限内未到着の場合は、応募（参加）を無効とする。

提出された参加表明書は、いかなる場合も返却しない。

６．企画提案書

参加者は、本要領及び別紙「とよなか地域創生塾(第9期)企画運営業務委託仕様書」に基づき、下記のとおり本案件に関する企画提案書を作成すること。

（１）提出書類の種類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 提出書類 | 留意事項 | 様式等 |
| １ | 企画提案書 | ・企画提案は１社１案とする。  ・企画提案の表紙には提案事業タイトルと提案者名を記入するものとする。  （記入例）「とよなか地域創生塾(第9期)企画運営業務」提案書　○○（法人名等）  ・企画提案は、Ａ4判（半面）換算10枚以内。Ａ3判も可とするが､Ａ3判を用いる場合は１枚をＡ4判2枚として計算する｡なお、表紙や目次は枚数に含まない。  ・枚数超過は、書類不備として取り扱う。  ●次のとおり企画提案を求める。  ＜提案項目１＞カリキュラムの作成  ＜提案項目２＞受講生の募集事務  ＜提案項目３＞とよなか地域創生塾運営業務  ＜提案項目４＞人材育成にかかる企画・提案  ＜提案項目５＞その他独自の提案  人材育成の実施にあたり、地域全体の発展につながる仕掛けづくりや、これまでの地域創生塾にはない新たな手法の活用など、仕様書記載事項以外に提案者が考える効果的な提案 | 任意 |
| ２ | 事業者の概要 | ・本業務に取り組む実施体制を記載すること。  ・これまで豊中市及び他自治体において同様の分野（地域人材育成、地域活性化の取り組みなど）の実績があれば、記載すること。 | 様式第３号 |
| ３ | 統括責任者及び担当者の業務実績調書 | ・「専門分野」欄には、本業務に関する分野における専門分野を記入すること。  ・「参画した主要業務の概要と担当した分野」欄には、過去に参画した業務内容と担当した分野を記入すること。 | 様式第４号 |
| ４ | 見積書 | ・見積書には、人件費、間接経費など、見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。  ・提案者の代表者印を押印したものを提出すること。 | 様式第５号 |
| ５ | 処分歴等の確認書 | 様式第６号に記載し提出すること。 | 様式第６号 |
| ６ | 参加辞退届 | 様式第７号に記載し提出すること。 | 様式第７号 |

（２）提出方法

①事務局あてに持参（月～金曜日(祝日は除く)9時～17時）又は送付（郵送、宅配便等）による。持参により提出する以外の場合にあっては、事務局に対し企画提案書等の到達について確認すること。

②指定された様式等により提出すること。

③企画提案書等の分割提出は認めない。また、企画提案書等の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

④企画提案書等はいかなる場合でも返却しない。

⑤企画提案書等に不備等が発見された場合は補正を求めることがある。

⑥提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。

⑦企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

（３）提出書類

①提出する書類の規格はＡ4判片とじ・横書き・両面とする。企画提案書のみＡ3判も可とするが、Ａ3判を用いる場合は１枚をＡ4判2枚分として計算する。

②文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。

③全体にページを付け、目次を付ける。

④紙媒体（４部）及びPDF形式のデータファイルを提出すること。メールで提出する場合は事前に「11. 応募先、質問先及び問い合わせ先」に相談すること。

（４）提出期限：令和7年(2025年)5月12日（月）17時まで(必着)

（５）提出先：下記「11. 応募先、質問先及び問い合わせ先」を参照

７．選定方法

（１）審査方法

市職員で構成する受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し審査する。応募事業者が5社以上の場合のみ、第1次審査（書類審査）を行い、第2次審査（プレゼンテーション）の対象業者を4社に絞る。提案書及び提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い､評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。第2次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としない。なお、選定委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定するものとする。

第2次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下のとおり。

①日時：令和7年(2025年)5月19日（月）を予定

※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。

②発表時間：30分

各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答する。

③発表方法：提出された企画提案書に対する説明を求めるとともに、選考委員会から事業者に対し、質疑応答を行うためのプレゼンテーションを実施する。

④プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とする。

⑤その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）とし、全て応募団体に所属する者とする。

（２）評価項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 配点  (合計100) | 備考 |
| （１）実施体制・業務実績 | 10 | ○本業務の実施体制について  ○類似する業務の実績 |
| （２）企画提案書 | 20 | ○＜提案項目１＞について |
| 15 | ○＜提案項目２＞について |
| 15 | ○＜提案項目３＞について |
| 20 | ○＜提案項目４＞について |
| 10 | ○＜提案項目５＞について |
| （３）見積金額 | 10 | ○見積額について |
| （４）処分歴 | 内容に応じて減点 | ○処分歴等についての評価 |

（３）審査結果の通知と公表

・結果は5月下旬（予定）に参加資格を満たした全ての提案者に対して文書で通知する。

・豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

　・市ホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり

　　　① 件名

② 履行期間

③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）

④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）

⑤ 選定理由

⑥ 採点結果

⑦ 担当課

⑧ その他（ 受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

　　　※応募者が2者の場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

８．提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

・本案件期間中に、上記3．で規定する参加資格に抵触するに至ったとき

・期限内に提出場所に提案書類の提出がないとき

・プレゼンテーション審査に欠席したとき

・一団体で複数の提案をしたとき

・提案に関して談合等の不正行為があったとき

・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき

・法令並びに本市の関係条例及び規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき

・審査の公平性を害する行為があったとき

・委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき

・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき

・受託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき

・応募提案書類に虚偽の記載を行ったとき

・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為をおこなったとき

・そのほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選考委員会が失格と認めたとき

９．契約について

・優先交渉権者は、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとする。協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがある。

・本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約 の締結を行うこととする（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）。

１０．留意事項

・本プロポーザルに要する経費（提案書の作成 、提出及びプレゼンテーションに関する費用等）は、応募者の負担とする。

・選考委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。

・質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けない。

・提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じない。

・提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。

・参加表明書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（様式第７号）を文書で豊中市長あてに提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

１１．応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-0833　豊中市庄内幸町４－２９－１

豊中市市民協働部地域連携課南部地域係

ＴＥＬ：06-6334-1251 ＦＡＸ：06-6336-9313

E-mail：[shounaiko@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:shounaiko@city.toyonaka.osaka.jp)

担　当：大川、久野